

資料提供	
令和7年10月27日	
担当課 (担当)	教育総務課長 山名 常裕
電 話	30-8403 (内 7810)

職員の処分について

下記のとおり令和7年10月27日に懲戒処分等を行いましたのでお知らせします。

記

1. 懲戒処分事案

1 事案の発生日	令和7年8月13日
2 事案の内容	令和7年8月13日、市内飲食店で午後7時頃から友人と飲酒（瓶ビール1本、ハイボール3～4杯）した後、自転車に乗車し駅に向かう途中、警察署員に呼び止められ、路上での呼気検査の結果、酒気帯び運転の基準である1リットル中0.15ミリグラム以上のアルコールが検出され、午後9時56分頃、警察により検挙されたもの。 （道路交通法違反として、令和7年9月14日付で略式命令「罰金10万円」を受けたもの）
3 所属部局	教育委員会事務局
4 被処分者氏名 (管理職・一般職の別)	一般職（係長級）女性
5 年齢	40代
6 処分内容	減給 10分の1（6月）

2. 教育長のコメント

飲酒運転が社会問題となる中、本市教育委員会事務局職員が、自転車による酒気帯び運転で罰金の処分を受けたことは、法令を遵守すべき立場として市民の皆様の信頼を著しく損なうものであり、心よりお詫び申し上げます。

今後は、職員への指導を一層徹底し、再発防止と綱紀粛正に努めてまいります。